

2019年8月30日
日本郵政株式会社
日本郵便株式会社
株式会社かんぽ生命保険

日本郵便株式会社及び株式会社かんぽ生命保険でのがん保険販売について

日本郵政株式会社（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 長門正貢）、日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長兼執行役員社長 横山邦男、以下「日本郵便」）および株式会社かんぽ生命保険（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 植平光彦、以下「かんぽ生命」）は、日本郵便及びかんぽ生命でのアフラック生命保険株式会社（東京都新宿区、代表取締役社長 古出眞敏、以下「アフラック」）のがん保険販売に関して、別紙のとおり、お知らせいたします。

お客さまをはじめ関係者の皆さまには、ご心配とご迷惑をおかけしており、深くお詫び申し上げますとともに、信頼の回復に全力で取り組んでまいります。

1. 日本郵便及びかんぽ生命のがん保険販売に関する報道について

一部の報道では、アフラックのがん保険販売において不適切な販売が日本郵便で約10万件、かんぽ生命で約2,600件あったかのような内容が見られますが、これらは、2018年5月～2019年5月の期間に日本郵便が販売したがん保険の新規契約、かんぽ生命が販売したがん保険の新規契約のうち、解約と新規契約を同時に取り扱った件数全体の数字であり、不適切な販売の件数ではありません。

2. がん保険の特性

一部の報道では、がん保険について、「解約・新規契約の必要はない」、解約・新規契約の新契約の待ち期間における新旧両契約の保険料の支払いは「保険料の二重払いである」、といった内容が見られます。

がんをとりまく医療環境は日々変化し、お客さまのがん保険に対するニーズも多様化していることから、がん保険に未加入のお客さまはもちろん、既にご加入いただいているお客さまにも最新の保障を継続的にご案内していくことが重要であると考えています。

がん保険には、保障開始までに3か月間の待ち期間がありますが、これはがんを疑わせる自覚症状を持った人が、医師の診察前にご加入することを防ぐためです。また、解約・新規契約の取扱いの場合、保障開始時期まで旧契約・新契約の保険料をお支払いいただき、保障の空白期間が生じないようにするのが一般的ですが、がん保険の保険料は、待ち期間中は保障がないことを前提にしつつ、待ち期間を含む全保険期間で均等のお支払いになるように算出されています。

したがって、解約・新規契約の待ち期間中における新旧両契約の保険料は、保障を途切れることなく継続して受けるためにお支払いいただくもので、不必要に保障を重複させるための「保険料の二重払い」ではありません。

3. 条件付解約制度の導入

アフラックは、解約・新規契約の際のお客さまの利便性向上を目的に、新契約が成立することを条件に旧契約を解約するとともに、新契約の保障開始までの待ち期間の間に給付事由が発生した場合に、新契約を無効とし、旧契約を復旧させる例外的取扱いとして「条件付解約制度」を設けています。

日本郵便及びかんぽ生命は、お客さまの利便性向上の観点より、システム開発や業務フローの変更の準備を整え、2019年10月に取扱いを開始することとしていましたが、早期に「条件付解約制度」を利用したいというお客さまの声にお応えできるよう、アフラックの協力を得て、9月2日(月)からの利用を可能とする特別対応を開始します。

以上